

令和2年3月27日（金）

**（照会先）**  
職業安定局

雇用開発企画課：松永、宮本

（電話代表） 03(5253)1111（内線5330）

雇用環境・均等局

職業生活両立課：尾田、永井

（電話代表） 03(5253)1111（内線7853）

社会・援護局

地域福祉課生活困窮者自立支援室：  
吉田、前田

（電話代表） 03(5253)1111（内線2872）

報道関係者 各位

## 雇用調整助成金の特例措置についてもコールセンターでお問い合わせに対応します

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、雇用調整助成金に係る特例措置を講じております。

本日より、雇用調整助成金の特例措置についても、「学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター」において、申請等に関するお問い合わせを受け付けることとし、併せて、以下のとおり名称を「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター」と変更しましたのでお知らせします。

＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター＞

0120-60-3999

受付時間 9：00～21：00（土日・祝日含む）